

福井県報

第 279 号
令和 5 年
12月 26 日(火)
火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集登載事項)

規 則

※福井県県税条例施行規則および福井県行政組織規則の一部を改正する規則(三一)

・ 税務課)

告 示

○福井県資源管理方針の一部を改正する告示(四七二・水産課)……………一五

○福井県知事管理漁獲可能量の設定(四七三・同)……………二三

※漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業に係る区域および区分の決定の一部

改正(四七四・同)……………二四

訓 令

※県税賦課徴収事務取扱規程の一部を改正する訓令(二〇・税務課)……………二五

公 告

○指定管理者の指定(文化課)……………三一

○指定管理者の指定(二件・地域福祉課)……………三一

○指定管理者の指定(子ども未来課)……………三一

○指定管理者の指定(保健予防課)……………三一

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(県立

病院)……………三一

○指定管理者の指定(二件・商業・市場開拓課)……………三四

○指定管理者の指定(国際経済課)……………三四

○指定管理者の指定(公営企業課)……………三五

○開発行為に関する工事の完了(都市計画課)……………三五

○開発行為に関する工事の完了(丹南土木事務所)……………三五

人事委員会告示

※福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例および福井県職員等の勤務時間、

休暇等に関する条例施行規則の運用方針の一部を改正する告示(五)……………三六

警察本部告示

※福井県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する

要綱の一部を改正する告示(五三・警務課)……………三七

規則

福井県税条例施行規則および福井県行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十二月二十六日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第三十一号

福井県税条例施行規則および福井県行政組織規則の一部を改正する規則

(福井県税条例施行規則の一部改正)

第一条 福井県税条例施行規則(昭和三十七年福井県規則第八号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

<p>(徴収金の納付、納入または払込み) 第十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第七百三十九条の四第二項の規定による徴収金の払込みは、別記様式第十六号により行うものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(様式)</p> <p>第四十九条の二 県民税について作成する書面のうち、次の表の上欄に掲げるものの書式および作成の方法は、それぞれ同表の下欄に掲げる様式に定めるところによる。</p>	<p>(徴収金の納付、納入または払込み) 第十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第四十二条第三項の規定による徴収金の払込みは、別記様式第十六号により行うものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(様式)</p> <p>第四十九条の二 県民税について作成する書面のうち、次の表の上欄に掲げるものの書式および作成の方法は、それぞれ同表の下欄に掲げる様式に定めるところによる。</p>
<p>書面の種類</p> <p>(一) 法第七百三十九条の五第三項本文の規定による引継(引受)書(徴収引継(引受)書)</p> <p>(二) 条例第二十七条第一項および第二項の規定による報告書(個人県民税・森林環境税決定報告書)</p> <p>(三) 条例第二十七条第三項の規定による報告書(個人県民税・森林環境税滞納状況報告書)</p> <p>(四) (略)</p> <p>(五) 法第七十二条の二第一項第四号に掲げる事業を行う法人以外の法人に対する条例第三十五条の規定による更正または決定の通知書(法人県民税・法人事業税・特別法人事業税または地方法人特別税更正決定通知書)</p>	<p>書面の種類</p> <p>(一) 法第四十八条第三項本文の規定による引継(引受)書(徴収引継(引受)書)</p> <p>(二) 条例第二十七条第一項および第二項の規定による報告書(個人県民税決定報告書)</p> <p>(三) 条例第二十七条第三項の規定による報告書(個人県民税滞納状況報告書)</p> <p>(四) (略)</p> <p>(五) 条例第三十五条の規定による更正または決定の通知書(法人県民税更正決定通知書)</p>
<p>様式</p> <p>別記様式第六十三号</p> <p>別記様式第六十四号</p> <p>別記様式第六十五号</p> <p>(略)</p> <p>別記様式第七十号(その一)</p>	<p>様式</p> <p>別記様式第六十三号</p> <p>別記様式第六十四号</p> <p>別記様式第六十五号</p> <p>(略)</p> <p>別記様式第七十号(その一)</p>

<p>(十)の二 法第七十二条の二第一項第四号に掲げる事業を行う法人に対する条例第三十五条の規定による更正または決定の通知書(法人県民税・法人事業税・特別法人事業税または地方法人特別税更正決定通知書)</p>	<p>別記様式第七十号 (その一の二)</p>
<p>(一) (略)</p> <p>(二) (略)</p> <p>(三) (略)</p> <p>(四) 法第七十二条の二第一項第四号に掲げる事業を行う法人以外の法人に対する条例第四十七条の規定による更正または決定通知書(法人県民税・法人事業税・特別法人事業税または地方法人特別税更正決定通知書)</p>	<p>書面の種類</p> <p>別記様式第七十号 (その一)</p>
<p>(一) (略)</p> <p>(二) (略)</p> <p>(三) (略)</p> <p>(四) 条例第四十七条の規定による更正または決定通知書(法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税更正決定通知書)</p>	<p>書面の種類</p> <p>別記様式第七十号 (その一)</p>
<p>(一) (略)</p> <p>(二) (略)</p> <p>(三) (略)</p> <p>(四) 条例第四十七条の規定による更正または決定通知書(法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税更正決定通知書)</p>	<p>書面の種類</p> <p>別記様式第七十号 (その一)</p>

(個人の事業税の減免の範囲)

第五十二条 県税事務所等の長は、条例第五十五条第一項第一号の規定に該当する者であつて、天災その他の災害(以下この条において「災害」という。)により自己の所有に係る事業用資産について生じた損失の金額(法第七十二条の四十九の十二第八項に規定する損失の金額をいう。)が当該事業用資産の価額の十分の二以上で、かつ、災害を受けた日の属する年度(以下この条において「災害年度」という。)の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得の金額(法第七十二条の四十九の十二第一項から第五項までの規定により計算した金額をいう。次項において「個人事業所得金額」という。)が千万円以下であるものに対して、災害年度分の個人の事業税(当該災害を受けた日以後に納期限の到来するものに限る。)について、当該税額に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる率を乗じて得た額に相当する税額を免除する。

- 一・二 (略)
- 2~4 (略)

(様式)

第五十四条 事業税について作成する書面のうち、次の表の上欄に掲げるものの書式および作成の方法は、それぞれの下欄に掲げる様式の定めるところによる。

(個人の事業税の減免の範囲)

第五十二条 県税事務所等の長は、条例第五十五条第一項第一号の規定に該当する者であつて、天災その他の災害(以下この条において「災害」という。)により自己の所有に係る事業用資産について生じた損失の金額(法第七十二条の四十九の十二第八項に規定する損失の金額をいう。)が当該事業用資産の価額の十分の二以上で、かつ、災害を受けた日の属する年度(以下この条において「災害年度」という。)の個人の事業の所得の金額(法第七十二条の四十九の十二第一項から第五項までの規定により計算した金額をいう。次項において「個人事業所得金額」という。)が千万円以下であるものに対して、災害年度分の個人の事業税(当該災害を受けた日以後に納期限の到来するものに限る。)について、当該税額に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる率を乗じて得た額に相当する税額を免除する。

- 一・二 (略)
- 2~4 (略)

(様式)

第五十四条 事業税について作成する書面のうち、次の表の上欄に掲げるものの書式および作成の方法は、それぞれの下欄に掲げる様式の定めるところによる。

正または決定通知書(法人県民税・法人事業税・特別法人事業税または地方法人特別税更正決定通知書)

(五) (略)

(略)

(五) (略)

(略)

(条例第七十七条第一項第六号に規定する規則で定める不動産)
 第五十六条 条例第七十七条第一項第六号に規定する規則で定める不動産は、次に掲げる不動産とする。

一 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人または同法第五十二項に規定する法人を設立しようとする者がその設立後設置される私立学校または私立専修学校もしくは私立各種学校において直接保育または教育の用に供すると知事が認める不動産を取得した場合における当該不動産

二 十一 (略)

(条例第七十七条第一項第六号に規定する規則で定める不動産)
 第五十六条 条例第七十七条第一項第六号に規定する規則で定める不動産は、次に掲げる不動産とする。

一 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人または同法第六十四項に規定する法人を設立しようとする者がその設立後設置される私立学校または私立専修学校もしくは私立各種学校において直接保育または教育の用に供すると知事が認める不動産を取得した場合における当該不動産

二 十一 (略)

様式第十六号中、「(領収日付印)」を削り、「前月・当月中に収納した県民税・市町村民税の徴収金の合計額」を「前月・当月中に収納した住民税・森林環境税の徴収金の合計額」に改める。

様式第六十四号を次のように改める。

様式第64号(第49条の2関係)

年度 () 年 個人県民税・森林環境税決定報告書
() 年 月 日 調定)

第 年 月 日 号

福井県	長 様
税 目	課 税 番 号
01	

次のとおり、 年度分個人の県民税・森林環境税を決定したので、
福井県県税条例第27条第 1 項
の規定により、報告します。

市町長

区 分	県 民 税			市 町 村 民 税			森 林 環 境 税		合 計			
	均等割額 (円)	所得割額 (円)	税額計 (円)	均等割額 (円)	所得割額 (円)	税額計 (円)	税額 (円)	納税義務者数 (人)	県民税・市町村民税額計 (円)	森林環境税額 (円)	税額計 (円)	
普通徴収								均				
								所				
								均所				
特別徴収								均				
								所				
								均所				
小 計 (A)								均				
								所				
								均所				
(A)のうち当該年度の の歳入となる額 (B)												
(A)のうち翌年度の 歳入となる額 (C)												
(A) - (B) となる額 (D)												
前年度の調定したも ので当該年度の歳入 となる額 (E)												
小計 (A) + (D) (E)												
普通徴収												
特別徴収												
合計 (E) + (F)												
退職所得分離課税分 に係る各種加算金額	過少申告加額		不申告加額	重加算金額					個人県民税 確定あん分率	特定あん分率	森林環境税 確定あん分率	特定あん分率

備考

注 1 当該年度分について6月30日までに報告する場合にあつては、「当該年度の確定額(退職所得に係る分離課税分を除く。)」欄には、当初に決定した額を、「退職所得分離課税分」欄および「退職所得分離課税分」欄および「退職所得分離課税分」に係る各種加算金の決定額」欄には5月31日現在における課税額および決定額を記載すること。

2 前年度分について4月30日現在までに報告する場合にあつては、3月31日現在における課税額等について記載すること。

3 「退職所得分離課税分」に係る各種加算金額の決定額」欄には、県民税と市町村民税との合計額について決定した各種加算金の合計額を記載すること。

4 納税義務者の記載に当たっては、「均等割のみ課税する場合」にあつては「所」欄に、「均等割および所得割いずれも課税する場合」にあつては「均所」欄に記載すること。ただし、退職所得に係る分離課税については、「所」欄に記載すること。

様式第六十五号を次のように改める。

福井県 長郷

市町長 第 年 月 日

福井県条例第27条第3項 福井県環境税及び森林環境税滞納に関する法律第18条第1項 の規定により報告します。

区分	滞納額			滞納額			滞納額			滞納額			滞納額		
	滞納額	滞納額	滞納額	滞納額	滞納額	滞納額	滞納額	滞納額	滞納額	滞納額	滞納額	滞納額	滞納額	滞納額	
現年課分	住民税と森林環境税との合算額	件数	税額	件数	税額										
	森林環境税	件数	税額	件数	税額										
前年度	住民税と森林環境税との合算額	件数	税額	件数	税額										
	森林環境税	件数	税額	件数	税額										
繰越分	住民税と森林環境税との合算額	件数	税額	件数	税額										
	森林環境税	件数	税額	件数	税額										
合計額	市町村民税	件数	税額	件数	税額										

注 1 「住民税」とは「県民税」と「市町村民税」の合算額をいふ。
 2 現年課税分については5月31日現在、滞納繰越分については3月31日現在で記載すること。調定の増減額を付記し、かつここで囲むものとする。
 3 「差引年度未調定分(D)」欄の滞納繰越分に係る税額については、施行令第57条の4の2の規定に基づき様式第64号による個人県民税・森林環境税滞納報告書のうち4月30日までに報告する分の「収入済額(E)」欄の県民税の税額に、住民税と森林環境税との合算額に森林環境税の確定あん分率(イ/ア)を乗じて得た額を記載すること。
 4 「収入済額(E)」欄の額と、滞納繰越分については確定あん分率による滞納繰越額の変更計算書の環境税の確定あん分率(イ/ア)を乗じて得た額を記載すること。
 5 「収入済額(E)」欄の森林環境税の税額については、住民税と森林環境税との合算額に森林環境税の確定あん分率(イ/ア)を乗じて得た額を記載すること。
 6 令和5年度以前に係る「収入済額(E)」欄の県民税の税額については、住民税に於ける県民税の割合(ウ/ウ+エ)を乗じて得た額を記載すること。
 7 「不納欠損(E)」欄も5に準じて記載すること。添付すること。

様式第六十六号を次のように改める。

様式第66号（第49条の2関係）

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>		個人県民税徴収取扱費計算書		
福井県 長様		第 年 月 日 市町長		
次のとおり、福井県県税条例第29条第2項の規定により請求します。		年	月	日
		から	の分	
区	分			
(1) 個人県民税の納税義務者の数に係る金額		人数	単価等	金額
① 当年度の当初決定報告書の個人県民税の納税義務者の数（5月末）に係る金額		人	円	円
② 前年度の最終決定報告書の個人県民税の納税義務者の数（3月末）－前年度の当初決定報告書の個人県民税の納税義務者の数（5月末）に係る金額		人	円	円
(2) 個人県民税の過誤納還付金で当該過誤納金の歳入となった年度経過後県から支払を受けることの必要な金額		支払総額	支払人員	円
		円	人	
(3) 個人県民税の過誤納金に対する還付加算金に相当する金額		支払総額	支払人員	円
		円	人	
(4) 法第321条第2項の規定によつて市町が交付した個人県民税の納期前納付に交付する報奨金の額に相当する金額		支払総額	支払人員	円
		円	人	
(5) 配当割額または株式等譲渡所得割額の控除額で所得割の額から控除しきれなかつた金額を市町が還付し、または充当した場合における当該控除することができなかつた金額に相当する金額		支払総額	支払人員	円
		円	人	
合	計	/	/	

- 注 1 支払総額および支払人員は、個人の県民税および市町村民税の合計額として支払った過誤納還付金、還付加算金または報奨金の総額および人員についてそれぞれ記入すること。
- 2 (1)の「納税義務者の数」は、様式第64号の決定報告書に合わせること。
- 3 (2)(3)(4)(5)に該当がある場合は、前3月間における還付金等の支払日、支払人員、金額等の一覧表および支出決議書等の写しを添付すること。

様式第七十号（その一）を次のように改める。

様式第七十号（その一）の次に次の一様式を加える。

(福井県行政組織規則の一部改正)
 第二条 福井県行政組織規則(昭和三十九年福井県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(総務部各課の分掌事務) 第十一条 総務部の各課および室の分掌事務は、次のとおりとする。 (略) 税務課 一〇 一〇十六 (略) (納税推進室) 一〇 一〇九 (略) 十 地方税法第七百三十九条の五の規定に基づく徴収の引継ぎに関する事 十一 一〇十六 (略) 人事課 一〇 一〇二十五 (略) (略)</p>	<p>(総務部各課の分掌事務) 第十一条 総務部の各課および室の分掌事務は、次のとおりとする。 (略) 税務課 一〇 一〇十六 (略) (納税推進室) 一〇 一〇九 (略) 十 地方税法第四十八条の規定に基づく徴収の引継ぎに関する事 十一 一〇十六 (略) 人事課 一〇 一〇二十五 (略) (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第一条中福井県税条例施行規則第四十九条の二の表(一)の項の改正規定、同項の次に一項を加える改正規定、第五十二条第一項、第五十四条および様式第六十六号の改正規定ならびに様式第七十号(その一)の次に一様式を加える改正規定 公布の日
 - 二 第一条中福井県税条例施行規則第五十六条の改正規定 令和七年四月一日
- 2 第一条の規定による改正前の福井県税条例施行規則様式第十六号、様式第六十四号、様式第六十五号、様式第六十六号および様式第七十号(その一)に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

福井県告示第472号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、福井県資源管理方針（令和2年福井県告示第408号）を次のように変更したので、同条第10項の規定により準用する同条第6項の規定に基づき公表する。

令和5年12月26日

福井県知事 杉本 達治

福井県資源管理方針の一部を改正する告示

福井県資源管理方針を次のように改正する。

福井県資源管理方針

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の海域は、対馬暖流による浮魚類の回遊と、広い面積を持つ大陸棚域に豊富に生息する底魚類に恵まれ、日本海側でも有数の好漁場を形成している。

本県の水産業は、令和2年の生産量で12,073トン、生産額は71億5千5百万円にのぼる。また、平成30年の漁業就業者数は、約1,300人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価および資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- 水域
- 対象とする漁業
- 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘察して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者および関連業者に与える影響を緩和するため、上記1および2の規定に基づく配分後の関係団体による要望および知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を漁獲量の管理の基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省 告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認められる場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証および取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価および漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学

的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証および取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証および取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項または第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告(法第58条において準用する法第52条第1項)、漁業権者による資源管理の状況等の報告(法第90条第1項)においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣および都道府県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速にかつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針および都道府県資源管理方針に基づき資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第7 福井県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合を除くほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、

漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針の検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙1-1 くらまごろ(小型魚)」から「別紙1-9 うるめいわし対馬暖流系群」までに、漁業法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙3-1 あかかれい日本海系群」から「別紙3-8 あかあまだい福井県海域」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙1-1 ころまぐる (小型魚))

第1 特定水産資源

ころまぐる (小型魚)

第2 知事管理区分および知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 福井県ころまぐる (小型魚) 定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。)) 第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

イ 対象とする漁業

定置漁業 (法第60条第3項第1号) および第2種共同漁業権 (法第60条第5項第2号) に基づく小型定置網漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中 (イ、ウに規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで

イ 知事が法第31条の規定に基づき公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

ウ 1か統当たり1日200キログラムを超える量の漁獲があったとき。

漁獲の当日

2 福井県ころまぐる (小型魚) 漁船漁業等

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

福井県に住所または主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がころまぐる小型魚を採捕する漁業 (第2の1に定める漁業を除く。)

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の

報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中 (イ、ウに規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで

イ 知事が法第31条の規定に基づき公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

ウ 1隻当たり1日10キログラムを超える量の漁獲があったとき

漁獲の当日

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割を操業の実態や経営体数等に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね1割を本県の留保枠とする。また、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第124条第1項の協定の実施状況等を踏まえ、福井海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

第5 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-2 ころまぐる (大型魚))

第1 特定水産資源

ころまぐる (大型魚)

第2 知事管理区分および知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 福井県ころまぐる (大型魚) 定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

定置漁業 (法第60条第3項第1号) および第2種共同漁業権 (法第60条第5項第2号) に基づく小型定置網漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イ、ウに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで

イ 知事が法第31条の規定に基づき公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

ウ 1か統当たり1日200キログラムを超える量の漁獲があったとき。

漁獲の当日

2 福井県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

福井県に住所または主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ大型魚を採捕する漁業（第2の1に定める漁業を除く。）

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イ、ウに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで

イ 知事が法第31条の規定に基づき公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

ウ 1隻当たり1日30キログラムを超える量の漁獲があったとき

漁獲の当日

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割を操業の実態や経営体数等に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね1割を本県の留保枠とする。

また、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第124条第1項の協定の実施状況等を踏まえ、福井海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものと

する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

第5 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-3 まあじ)

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分および知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 福井県まあじ沿岸漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

福井県に住所または主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで

イ 知事が法第31条の規定に基づき公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福井県まあじ沿岸漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

(1) 当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁業種類ごとの漁獲努力量の上限は、次のとおりとする。

ア 法第57条第1項に定める許可に基づく漁業においては、許可数1,300件

- とする。
- イ 法第60条第3項第1号に定める漁業においては、免許数41件とする。
- ウ アおよびイを除く漁業においては、使用する漁船の総数2, 300隻とする。
- 第5 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙1-4 まいわし対馬暖流系群)

- 第1 特定水産資源
まいわし対馬暖流系群
- 第2 知事管理区分および知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
- 1 福井県まいわし対馬暖流系群沿岸漁業
- (1) 当該知事管理区分を構成する事項
- ア 水域
イの対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域
- イ 対象とする漁業
福井県に住所または主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する漁業
- ウ 漁獲可能期間
周年
- (2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。
- ア 当該管理年度中(イに規定する場合を除く。)
- イ 陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで
イ 知事が法第31条の規定に基づき公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあったと認めるときは、この限りではない。)
- ウ 陸揚げした日から3日以内
- 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を福井県まいわし対馬暖流系群沿岸漁業区分に配分する。
- 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
- (1) 当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量の上限は、次のとおりとする。
- ア 法第57条第1項に定める許可に基づく漁業においては、許可数1, 300件とする。
- イ 法第60条第3項第1号に定める漁業においては、免許数41件とする。

- ウ アおよびイを除く漁業においては、使用する漁船の総数2, 300隻とする。
- 第5 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙1-6 するめいか)

- 第1 特定水産資源
するめいか
- 第2 知事管理区分および知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
- 1 福井県するめいか沿岸漁業
- (1) 当該知事管理区分を構成する事項
- ア 水域
イの対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域
- イ 対象とする漁業
福井県に住所または主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が営むするめいかを採捕する漁業(許可省令第77条第1項第2号に掲げる漁業を除く。)
- ウ 漁獲可能期間
周年
- (2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。
- ア 当該管理年度中(イに規定する場合を除く。)
- イ 陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで
イ 知事が法第31条の規定に基づき公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあったと認めるときは、この限りではない。)
- ウ 陸揚げした日から3日以内
- 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を福井県するめいか沿岸漁業区分に配分する。
- 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
- (1) 当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量の上限は、次のとおりとする。
- ア 法第57条第1項に定める許可に基づく漁業においては、許可数1, 300件とする。
- イ 法第60条第3項第1号に定める漁業においては、免許数41件とする。
- ウ アおよびイを除く漁業においては、使用する漁船の総数2, 300隻とする。
- 第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

- (別紙1-7 まさば対馬暖流系群およびごまさば東シナ海系群)
- 第1 特定水産資源
まさば対馬暖流系群およびごまさば東シナ海系群
- 第2 知事管理区分および知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
- 1 福井県まさば対馬暖流系群およびごまさば東シナ海系群沿岸漁業
- (1) 当該知事管理区分を構成する事項
- ア 水域
- イ の対象とする漁業が、まさばおよびごまさばの採捕を行う水域
対象とする漁業
福井県に住所または主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が営むまさばおよびごまさばを採捕する漁業
- ウ 漁獲可能期間
周年
- (2) 漁獲量の管理の手法等
- 当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。
- ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで
- イ 知事が法第31条の規定に基づき公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあったと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内
- 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を福井県まさば対馬暖流系群およびごまさば東シナ海系群沿岸漁業区分に配分する。
- 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
- (1) 当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁業種類ごとの漁獲努力量の上限は、次のとおりとする。
- ア 法第57条第1項に定める許可に基づく漁業においては、許可数1, 300件とする。
- イ 法第60条第3項第1号に定める漁業においては、免許数41件とする。
- ウ アおよびイを除く漁業においては、使用する漁船の総数2, 300隻とする。
- 第5 その他資源管理に関する重要事項

令和5年12月26日（火）

福井県報第279号

該当なし。

- (別紙1-8 ずわいかい日本海系群A海域)
- 第1 特定水産資源
ずわいかいに日本海系群A海域
- 第2 知事管理区分および知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
- 福井県ずわいかいに漁業
- (1) 当該知事管理区分を構成する事項
- ア 水域
- 許可省令別表第1のずわいかいに漁業の項の中欄第1号に掲げる海域（外国の領海および排他的経済水域（大韓民国にあっては、許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域）を除く。）
対象とする漁業
福井県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がずわいかいに日本海系群A海域を採捕する漁業（ただし、大臣許可漁業を除く。）
- ウ 漁獲可能期間
周年
- (2) 漁獲量の管理の手法等
- 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。
- ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで
- イ 知事が法第31条の規定に基づき公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあったと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内
- 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を福井県ずわいかいに漁業区分に配分する。
- 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
該当なし。
- 第5 その他資源管理に関する重要事項
法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の85%を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。
- (別紙1-8 かたくちいわし対馬暖流系群)

第1 特定水産資源

かたぐちいわし対馬暖流系群 (体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第2から第3において同じ。)

第2 知事管理区分および知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福井県かたぐちいわし対馬暖流系群沿岸漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、かたぐちいわしの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

福井県に住所または主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたぐち

いわしを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福井県かたぐちいわし対馬暖流系群沿岸漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針 (令和2年農林水産省告示第1982号) の本則の第1の2(5)に定めるステツプ管理を行う。

(別紙1-9 うるめいわし対馬暖流系群)

第1 特定水産資源

うるめいわし対馬暖流系群

第2 知事管理区分および知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福井県うるめいわし対馬暖流系群沿岸漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、うるめいわしの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

福井県に住所または主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がうるめい

わしを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福井県うるめいわし対馬暖流系群沿岸漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針 (令和2年農林水産省告示第1982号) の本則の第1の2(5)に定めるステツプ管理を行う。

(別紙3-1 あかがれい日本海系群)

第1 水産資源

あかがれい日本海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、令和9年度までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者が福井県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-2 ひらめ日本海中西部・東シナ海系群)

第1 水産資源

ひらめ日本海中西部・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚資源量を、令和9年度までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合

には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

- 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
漁業者に福井県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。
- 第4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙3-3 まだい日本海北・中部系群)

第1 水産資源

まだい日本海北・中部系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準の維持を目指す。なお、MSYベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に福井県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行われるように努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙3-4 さわら日本海・東シナ海系群)

第1 水産資源

さわら日本海・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を令和9年度までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に福井県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、

当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙3-5 やなぎむしがれい日本海系群)

第1 水産資源

やなぎむしがれい日本海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を、令和9年度までに、中位に回復させる。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に福井県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙3-6 べにすわいかげ日本海系群)

第1 水産資源

べにすわいかげ日本海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における知事許可水域の資源量指標値を、提案された目標管理基準値案付近に維持する。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に福井県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる加えて、当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-7 おり)

第1 水産資源
おり

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、令和9年度までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者が福井県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-8 あかあまだい福井県海域)

第1 水産資源

あかあまだい福井県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を平成29年から令和3年までの平均漁獲量(71トン程度)に維持する。加えて、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者が福井県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行われるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

福井県告示第473号

漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第16条第1項の規定に基づき、まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群の令和6管理年度(令和6年1月1日から令和6年12月31日までの期間をいう。)知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和5年12月26日

福井県知事 杉本 達治

第1 まあじ

1 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分に、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
福井県まあじ沿岸漁業	現行水準

第2 まいわし対馬暖流系群

1 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分に、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
福井県まいわし対馬暖流系群沿岸漁業	現行水準

第3 かたくちいわし対馬暖流系群

1 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分に、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
福井県かたくちいわし対馬暖流系群沿岸漁業	77,000トンの内数

第4 うるめいわし対馬暖流系群

1 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分に、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位:トン)

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
福井県うるめいわし 対馬暖流系群沿岸漁業	44,000トンの 内数

福井県告示第474号

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業に係る区域および区分の決定(平成15年福井県告示第456号)の一部を次のように改正する。

令和5年12月26日

福井県知事 杉本 達治

表中、

「越前町A 加入区	越前町漁業協同組合の地区のうち、旧越前漁業協同組合の地区の区域	1 機船底びき網漁業、沖合底びき網漁業、 沖合底びき網漁業および貝かご漁業を併せ 営む漁業 2 総トン数10トン以上20トン未満の漁 船によるいか釣り漁業 3 小型定置漁業(大型定置漁業以外の定 置漁業をいう。以下同じ。)
越前町D 加入区	越前町漁業協同組合の地区のうち、旧大樟漁業協同組合および旧道口漁業協同組合の地区の区域	1 機船底びき網漁業および沖合底びき網 漁業であって旧大樟漁業協同組合の地区の 者が行う漁業 2 総トン数10トン以上20トン未満の漁 船によるいか釣り漁業 3 機船底びき網漁業および貝かご漁業を 併せ営む漁業および沖合底びき網漁業で あって旧道口漁業協同組合の地区の者が行 う漁業

を

越前町A 加入区	越前町漁業協同組合の地区のうち、旧越	1 機船底びき網漁業、沖合底びき網漁業、 沖合底びき網漁業および貝かご漁業を併せ 営む漁業
-------------	--------------------	---

越前町D 加入区	越前町漁業協同組合の地区の区域	2 小型定置漁業(大型定置漁業以外の定 置漁業をいう。以下同じ。)
越前町い か釣り加 入区	越前町漁業協同組合の地区の区域	1 機船底びき網漁業および沖合底びき網 漁業であって旧大樟漁業協同組合の地区の 者が行う漁業 2 機船底びき網漁業および貝かご漁業を 併せ営む漁業および沖合底びき網漁業で あって旧道口漁業協同組合の地区の者が行 う漁業

」に

改める。

附 則

この告示は、令和5年12月26日から施行する。

訓令

福井県訓令第20号

総務部
嶺南振興局
福井県税事務所

県税賦課徴収事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年12月26日

福井県知事 杉本 達治

県税賦課徴収事務取扱規程の一部を改正する訓令

県税賦課徴収事務取扱規程（昭和38年福井県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

（課税標準額等の決定）

第14条 県税事務所等の長は、普通徴収に係る県税の課税標準額および税額を決定し、もしくは取り消し、または申告納付もしくは申告納入に係る県税について課税標準額もしくは課税標準量、税額および分割基準を是認し、更正し、決定し、変更し、もしくは修正し、または過少申告加算金額、不申告加算金額および重加算金額を決定する場合には、次の各号に掲げる県税について当該各号に定める様式による書類のうち、必要なものを添付した別記様式第19号による決議書によつて決議しなければならない。

- (1) 法人県民税および法人事業税（県が賦課徴収を行う特別法人事業税を含む。） 別記様式第20号から別記様式第22号の2までおよび別記様式第26号
(2)・(3) (略)

様式目次

様式番号	名称	関係条文
1～21の2	(略)	(略)
22および22の2	／法人県民税・法人事業税／特別法人事業税・地方法人特別税／更正決定計算書（決議書）	”
23～233	(略)	(略)

改正前

（課税標準額等の決定）

第14条 県税事務所等の長は、普通徴収に係る県税の課税標準額および税額を決定し、もしくは取り消し、または申告納付もしくは申告納入に係る県税について課税標準額もしくは課税標準量、税額および分割基準を是認し、更正し、決定し、変更し、もしくは修正し、または過少申告加算金額、不申告加算金額および重加算金額を決定する場合には、次の各号に掲げる県税について当該各号に定める様式による書類のうち、必要なものを添付した別記様式第19号による決議書によつて決議しなければならない。

- (1) 法人県民税および法人事業税（県が賦課徴収を行う特別法人事業税を含む。） 別記様式第20号から別記様式第22号までおよび別記様式第26号
(2)・(3) (略)

様式目次

様式番号	名称	関係条文
1～21の2	(略)	(略)
22	／法人県民税・法人事業税／特別法人事業税・地方法人特別税／更正決定計算書（決議書）	”
23～233	(略)	(略)

訓令様式第22号を次のように改める。

訓令様式第22号

Table with columns for 課 員, 担当者, 起案 (年月日), 決裁 (年月日)

法人 県 民 税 ・ 法 人 事 業 税
特別法人事業税 ・ 地方法人特別税 更正決定計算書 (決議書)

所在地 法人名 知 理

Table with columns for 納付すべき税額等 (円), 指定納期限 (年月日), 減少する税額等 (円)

Main tax calculation table with columns: 課税番号, 事業年度, 申告区分, 申告期限, 申告年月日, 税務官署の処理, 資本金の額, 更正決定額, 既納付確定額, 増減額. Includes sections for 県民税, 事業税, 特別法人事業税, and 分割基準.

訓令様式第22号の次に次の一様式を加える。

訓令様式第22号の2

Table with columns for 課税員, 担当者, 起案, 年月日, 決裁, 年月日

法人県民税・法人事業税 更正決定計算書(決議書)
特別法人事業税・地方法人特別税

所在地法人名

理 旭

Table with columns for 課税標準額, 指定納期限, この通知により減少する税額等

Main tax calculation table with columns for 課税番号, 事業年度, 申告区分, 申告期限, 申告年月日, 税務官署の処理, 資本金の額, 課税標準額, 税率(%), 税額, 既納付確定額, 増減額

附 則
(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。ただし、訓令様式第22号の改正規定は、令和6年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の訓令様式第22号に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項および福井県立音楽堂の設置および管理に関する条例（平成9年福井県条例第4号）第5条の規定により公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第6条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年12月26日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
福井県立音楽堂
- 2 指定管理者となる団体の所在地および名称
福井市今市町40号1番地1
公益財団法人福井県文化振興事業団
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項および福井県立社会福祉施設に関する条例（昭和33年福井県条例第34号）第9条の規定により公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第10条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年12月26日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
福井県社会福祉センター
- 2 指定管理者となる団体の所在地および名称
福井市光陽二丁目3番22号
社会福祉法人福井県社会福祉協議会
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項およびふくい健康の森の設置および管理に関する条例（平成6年福井県条例第3号）第5条の規定により公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第6条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年12月26日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
ふくい健康の森（温泉・スポーツ施設）

2 指定管理者となる団体の所在地および名称

坂井市丸岡町小黒70号6番地1

株式会社グリーンシエルター

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

地方自治法第244条の2第3項および福井県児童科学館の設置および管理に関する条例第5条の規定により公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第6条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年12月26日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
福井県児童科学館
- 2 指定管理者となる団体の所在地および名称
福井市高寺町第67号30番地
ふくい福祉事業団・丹青社 福井県児童科学館運営共同事業体
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項およびふくい健康の森の設置および管理に関する条例（平成6年福井県条例第3号）第5条の規定により公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第6条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年12月26日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
ふくい健康の森（県民健康センター）
- 2 指定管理者となる団体の所在地および名称
福井市真栗町47号48番地
公益財団法人福井県健康管理協会
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年12月26日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達をする物品および役務（以下「調達物品等」という。）の名称および数量
病理検査システムの更新および保守業務 一式
- (2) 調達物品等の内容

入札説明書および病理検査システムの更新および保守業務調達仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 納入期限

令和6年3月29日（金）

(4) 保守期間

機器納入日から令和12年3月31日（6年間）

この場合に福井県において翌年度以降の歳入歳出予算の当該金額に減額または削除があった場合は、この契約は解除する。

(5) 納入場所

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

福井県立病院 病理検査室

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時まで資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 福井県に納付すべき県税（全税目）に滞納がない者であること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に関する業務を実施する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。

(7) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定により高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

(8) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第40条の2第1項の規定により医療機器の修理業の許可を受けている者であること。

(9) 機器の故障時に速やかに対応するため、営業所から病院までの所要時間がおおむね1時間以内であること。

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用し行う。

なお、やむを得ない事由により、電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願により契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付等に関する事項

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所およびこの入札に関する問合せ先

〒910-8526
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
福井県立病院経営管理課利用環境サービス室
電話 0776-57-2944
- (2) 入札説明書等の交付期間

令和5年12月26日（火）から令和6年1月16日（火）まで（福井県の休日を含め、定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の8時30分から16時まで
- (3) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては、入札説明書に定めた様式）を次のとおり提出し、この入札に関して契約担当者の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和5年12月26日(火) から令和6年1月16日(火) まで（休日を除く。）の8時30分から16時まで

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者
電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

提出期間内に、次の提出先に郵送（民間事業者を含む。）または持参して提出すること。郵送による場合には、簡易書留郵便その他の配達記録が残るものを利用すること。

（提出先）

4(1)と同様とする。

(3) 資格の確認の通知

資格の確認は、電子入札システムを使用して通知する。紙入札者に対しては、書面により通知する。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者
5(2)アと同様とする。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

下記(ア)から(エ)の要領で作成し、持参または郵送すること（郵送の場合は、簡易書留郵便その他配達記録が残るものを利用すること。）。

(ア) 外封筒および内封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書を、当該入札案件の名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先（電話番号、ファックス番号）を記載し、「入札書（内訳書）在中」と朱書した内封筒に封入すること。

(ウ) (イ)により作成した内封筒を、入札書の提出先、当該入札案件名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先（電話番号、ファックス番号）を記載し、「入札書（内訳書）在中」と朱書した外封筒に封入すること。

(エ) 提出場所

4(1)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和6年2月6日(火) 8時30分から17時まで
令和6年2月7日(水) 8時30分から16時まで（必着）

(3) 開札日時

令和6年2月8日(木) 9時00分

(4) 開札場所

福井県立病院 中会議室1

7 入札書に記載する金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札金額は、調達物品に要する一切の諸費用を含むものとする。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達物品等の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒910-8526
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
福井県立病院経営管理課利用環境サービス室
電話 0776-57-2944

10 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨
日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県病院事業財務規則（昭和39年福井県規則第13号）第75条において準用する福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効

福井県病院事業財務規則第75条において準用する福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき指名停止等の措置を講じることがある。

(6) 2に記載する「別に知事が行う審査」を申請する時期と場所

ア 申請者の受付時期

休日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県会計局会計課

総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は入札説明書等による。

1.1 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be procured
Renewal and maintenance of pathology testing systems 1set
- (2) Date, Time of Bidding
9:00 AM 8th February 2024
- (3) Deadline for delivery
29th March 2024
- (4) Period of contract
From day of contract to 31st March 2030
- (5) The place for delivery and contact point for the notice

Property management division, Fukui Prefectural Hospital, 2-8-1 Yotsui, Fukui city, Fukui Prefecture, 910-8526, Japan.
TEL 0776-57-2944

地方自治法第244条の2第3項および福井県産業振興施設の設置および管理に関する条例第5条の規定により公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第6条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年12月26日

福井県知事 杉本 達治

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

福井県産業振興施設

2 指定管理者となる団体の所在地および名称

福井市下六条町103番地

一般財団法人福井県産業会館

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

地方自治法第244条の2第3項および福井県都市公園条例第17条の規定により公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年12月26日

福井県知事 杉本 達治

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

越前陶芸公園

2 指定管理者となる団体の所在地および名称

坂井市丸岡町小黒70号6番地1

E P P ソリューション

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

地方自治法第244条の2第3項および福井県国際交流会館の設置および管理に関する条例第6条の規定により公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第7条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年12月26日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
福井県国際交流会館
- 2 指定管理者となる団体の所在地および名称
福井市宝永3丁目1番1号
- 3 公益財団法人福井県国際交流協会
指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

地方自治法第244条の2第3項およびテクノポート福井総合公園の設置および管理に関する条例第4条の規定により公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第5条第1項の規定により、次のとおり公示する。

- 令和5年12月26日
- 福井県知事 杉本 達治
- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
テクノポート福井総合公園
 - 2 指定管理者となる団体の所在地および名称
坂井市丸岡町小黒70号6番地1
株式会社グリーンシエルター
 - 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

- 令和5年12月26日
- 福井県知事 杉本 達治
- 1 開発区域または工区に含まれる地域の名称
坂井市坂井町西26字奥込1番1、1番2、2番1、2番2、3番1、3番2、3番3、3番4、4番1、4番2、4番3、4番4、5番1、5番2、6番1、6番2、7番1、7番2、8番1、8番7、8番9、14番、14番1、15番、16番および17番
 - 2 開発許可を受けた者の住所および氏名
坂井市丸岡町北横地第46号4番地1
富田工業株式会社
代表取締役 富田 賢一

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

- 令和5年12月26日
- 福井県丹南土木事務所長 小野田 利宏
- 1 開発区域または工区に含まれる地域の名称
丹生郡越前町気比庄5字5番1、6番1、7番3、7番4、8番3、8番5、9番1、9番6、11番1、12番1、13番1、7字5番、6番、7番
 - 2 開発許可を受けた者の住所および氏名
丹生郡越前町梅浦第86号32番地
株式会社 大生
代表取締役 清水畑 政則

人事委員会告示

福井県人事委員会告示第五号

福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例および福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の運用方針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年十二月二十六日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例および福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の運用方針の一部を改正する告示
福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例および福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の運用方針（平成七年福井県人事委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	<p>第十三 特別休暇関係</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 規則別表第三の九の項の「七日以内」は、結婚の日（社会通念上、結婚と認められる日をいう。）の五日前の日から当該結婚の日後一年を経過する日までの期間において、一暦日ごとに分割することができる。ただし、任命権者において特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>7～25 (略)</p>	改正前	<p>第十三 特別休暇関係</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 規則別表第三の九の項の「七日以内」は、結婚の日（社会通念上、結婚と認められる日をいう。）の五日前の日から当該結婚の日後一月を経過する日までの期間において、一暦日ごとに分割することができる。ただし、任命権者において特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>7～25 (略)</p>
-----	--	-----	--

附則

この告示は、令和六年一月一日から施行する。

警察本部告示

福井県警察本部告示第53号

福井県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱
(令和3年福井県警察本部告示第18号)の一部を次のように改正する。

令和5年12月26日

福井県警察本部長 丸山 潤

別表第1を次のように改める。

別表第1(第4条、第5条関係)

法令等	規定
道路交通法(昭和35年法律第105号)	第74条の3第5項ならびに第78条第1項、第4項および第5項
警備業法(昭和47年法律第117号)	第9条、第10条第1項、第16条第2項および第3項ならびに第17条第2項
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成28年法律第9号)	第10条第3項
道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)	第5条第1項、第8条第1項および第8条の5第1項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第4号)	第17条第1項
福井県道路交通法施行細則(昭和43年福井県公安委員会規則第1号)	第12条第2項および第17条第1項
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)	第8条第1項
古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)	第14条の2(古物商が仮設店舗において古物営業を営む場合において、その場所の所轄警察署長を経由して提出するものに限る。)

附 則

この告示は、令和6年1月4日から施行する。

令和五年十二月二十六日発行
発行人 千九一〇一八五八〇
福井県福井市大手三丁目十七番一號
福井県